

親の離婚、子どもだって意見を言えるんです！ ～家族法改正と子どもの手続代理人による意見表明権の保障～

子どもの手続代理人制度が創設された家事事件手続法の施行から12年が経過し、各地で様々な事例が蓄積されてきました。

2026年度からは、親権や監護、親子交流など、父母の離婚後の子の養育に関する制度が変わることが決まっており、家事事件における子どもの手続参加の重要性はますます高まっていくと予想されます。

本シンポジウムでは、これまでの制度の利用状況を総括するとともに、新たな制度の開始にあたり、想定される課題や、弁護士が子どもの手続代理人として果たすべき役割を考えます。

日時

2025年10月31日(金)18:00~20:00

※本シンポジウムは、ZOOMを利用したウェビナー形式で開催いたします。

報告

「子どもの手続代理人制度の沿革とこれまでの利用状況（仮）」

飛弾野 理弁護士（日弁連子どもの権利委員会子どもの手続代理人
に関する検討チーム座長・神奈川県）

「子どもの手続代理人活動の実際（仮）」

芹澤 杏奈弁護士（同委員会幹事・神奈川県）

パネルディスカッション

(コーディネーター)

金矢 拓弁護士（日弁連子どもの権利委員会委員・第二東京）

(パネリスト)

池田 清貴弁護士（同委員会委員・東京）

芹澤 杏奈弁護士（同委員会幹事・神奈川県）

丹羽 有紀弁護士（同委員会幹事・大阪）

安保 千秋弁護士（同委員会委員・京都）

【お申し込み方法】

※定員500名・参加費無料

参加を御希望の場合は、【10月28日（火）】までに以下のURL又は二次元コードから
お申し込みください。<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kodomodairisymp/dairinin/>



※ご提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会の個人情報保護方針に従い厳重に管理し、本シンポジウムの事務のために利用します。

また、この個人情報に基づき、日本弁護士連合会又は日本弁護士連合会が委託した第三者から、シンポジウム等のイベントの開催案内、書籍のご案内その他当連合会が有益であると判断する情報をご案内させていただくことがあるほか、個人情報は統計的に処理・分析し、その結果を個人が特定されないような状態で公表することがあります。

お問い合わせ先

日本弁護士連合会 人権部人権第一課

TEL 03-3580-9502